

平成25年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第15回 議事録

日 時 平成25年11月21日(木) 18時30分 ~ 20時00分

場 所 橘処理センター3階会議室

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 第14回検討協議会議事録の確認

【概要】

事務局から、第14回検討協議会の「議事録」並びに「橘処理センター整備事業だより」について、内容の確認があり、それら2点について了承されました。

(2) 議題

ア 整備事業スケジュールについて

【概要】

事務局から、整備事業スケジュールについて説明を行いました。その中で、今後の整備事業スケジュールについて確認されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会 長： 中期的なスケジュールを示していただいたわけですが、何か質問等ございますか。

委 員： 橘処理センターが稼働停止になるのはいつですか。

委 員： 平成26年度末にごみ焼却処理施設が稼働停止します。焼却処理施設のとなりにあります粗大ごみ処理施設は、平成27年度末まで稼働する予定です。

委 員： 稼働停止した後に再稼働させることはできるのですか。

委 員： 平成27年度からは、橘処理センターのごみ焼却処理施設を運転・操作する職員がいなくなります。ただし、となりの粗大ごみ処理施設は稼働していますので、そちらには人員を配置します。稼働停止した後の再稼働については、機械なので何も整備していない状態から再稼働させるのは非常に難しいです。万が一、災害などが起きて浮島処理センターが壊れてしまった場合に、堤根処理センターと王禅寺処理センターの日量1050トンしかない処理能力で、川崎市全体のごみを処理できないと判断すれば、皆様に報告をして、もう一度再稼働させるということはあるかもしれません。ただし、基本的には稼働停止させた後に再稼働する予

定はありません。

- 委員： 国から補助金が出ないケースなどは、いつわかりますか。
- 委員： 橘処理センターの建替えは、現段階の計画においても国からの補助金をもらって計画を進めているところです。国に対してこの計画を申請した時点で、平成33年まで建替え計画が継続すると申請しています。もし補助金がなくなれば、市の財源や起債などを使い事業を進めます。
- 委員： 平成26年度末までに市民プラザの補助ボイラーの改修は終わるのですか。
- 委員： ごみ焼却処理施設が稼働停止すると同時に市民プラザの補助ボイラーを動かし、市民プラザの運営については継続します。
- 会長： 平成27年度における具体的な計画ですが、基本計画と整備計画の策定の後に設計などがあると思うのですが、いかがでしょうか。
- 事務局： 平成27年度については工事の発注の準備をします。通常の施設では設計を組んでから工事を発注するのですが、このようなプラントの施設ですと、日量何トン焼却できるようにといった性能発注になります。この仕様書を作成するのが平成27年度の作業になります。
- 委員： また、平成27年度は、平成28年度から始まる解体撤去工事の仕様書の準備も行います。
- 委員： ごみ焼却処理施設の解体撤去工事では、ダイオキシン類の対策が焦点になります。王禅寺処理センターの解体の時にも、高圧水による洗浄を行って付着物を落としてから、解体を行いました。また、使用した水についても排水処理を行い適切に処理します。解体撤去工事については住民説明会を開く予定なので、開催する時期は今後、検討協議会で協議をしていきたいと思えます。
- 会長： 解体撤去工事について、ダイオキシン類についてもそうですが、土壌調査で汚染が見つかる可能性もあると思えます。
- 委員： 平成27年度については解体撤去工事の発注の準備もしますが、土壌調査についても実施できる場所から行っていきます。
- 委員： 洗浄した後にダイオキシン類がないというのは、どのように測定するのですか。ガスクロマトグラフィーで測定するとしたら広範囲にわたって設置しないと、ポイントだけで測定すればその場所だけになってしまいます。科学的にはどのように検証するのですか。洗浄すると言っても、それが形式的に流れてしまうのではなく、具体的にどのようにしていくのかを明確にしていきたいと思えます。
- 委員： ダイオキシン類の除染を行う時期に、解体撤去工事の請負業者とどのような方法で進めていくのか協議していきますので、その時にまた情報提供をしていきます。
- 委員： ガスクロマトグラフィーとはなんですか。

- 委員：簡単に言うと空気を吸って、分析器に波形が出て濃度がわかるものです。それが一般的に綿棒などで採取するとその部分しかわからない。布などで採取しようとしても、結局広げてしまうだけになります。PCBを焼却するとダイオキシン類が発生すると聞いたことがありますので、それはしっかりとやってください。
- 会長：検査機関はどこがやるのですか。
- 委員：第3者機関で行います。ダイオキシン類については3週間ぐらいで分析結果が出ます。排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定はガスクロマトグラフィーなどで分析しています。ただ、炉内などに付着したものについて、どのような分析方法なのか今は資料がなく回答することができません。
- 委員：基本計画では排出ガスの排出基準値など定量的に示されています。それをどう測定していくのか。排出ガスで測定しているのか。
- 委員：排出ガス中の濃度を測定しています。
- 委員：どのようにして測定していますか。
- 委員：焼却炉から煙突に繋がっている煙道という排出ガスのおり道に、採取管を入れて測定しています。
- 委員：それは常時ではないですね。
- 委員：各焼却炉につき年に1回です。
- 委員：それで検出された時には、住民はすでに被害を被っています。赤外線分光器など様々な機器がでてきているので、被害が起きる前に常時監視して、新しい科学を取り入れて、安全を担保していくことを考えていただきたいです。
- 委員：常時監視の装置について、赤外線分光器については我々も把握しています。この装置についても、あくまでもダイオキシン類そのものを測定できるものではなく、代替装置になります。現在、どのような方法で常時監視をしているかと言いますと、一酸化炭素濃度が高くなった時にダイオキシン類の濃度も高くなるという相関関係があるので、一酸化炭素の濃度の変化を監視しています。
- 委員：今の技術を駆使すれば常時監視をできないわけではないので、その部分をもっと具体的に考えていって欲しいです。
- 事務局：技術が進んでいる中で、ダイオキシン類の連続測定したい部分はありますが、現在の技術ではダイオキシン類そのものを連続測定する方法はありません。今の焼却処理施設はそれに代替する方法として、相関関係が認められる一酸化炭素濃度やばいじんの連続測定をしています。ダイオキシン類は粒子に付着して存在している場合が多いので、ばいじんとダイオキシン類の相関関係から、ダイオキシン類が出ないことを常時監視しています。ただ、新しい橘処理センターの稼動は平成34年度からを

予定していますので、これから新しい分析計などが出てくれば柔軟に対応していきたいと思えます。

委員：平成26年度末で稼働停止ということですが、収集体制は変わりませんか。

委員：変更はありません。

事務局：自己搬入をしている事業者の方については、橘処理センターは稼働停止しますので、他の処理センターに持ち込んでもらうようお願いをします。

イ 橘処理センター土地利用コンセプトについて

【概要】

事務局から、橘処理センター土地利用コンセプトについて説明を行いました。土地利用のコンセプトに対して安全性に対する意見があり、それらを反映させたコンセプトで検討していくことが確認されました。

【発言要約】

事務局：【資料説明】

委員：ごみ焼却処理施設が広域避難場所になっているというのは、安全面からみて、50年前の基準で考えて大丈夫なのですか。

委員：橘処理センターに避難してきた時に、ここを何に使うのかが問題だと思います。市民プラザであれば宿泊など出来ると思いますが、ここは工場なので避難をすると逆に危ない気もするので、広域避難場所から外すということも検討してください。

委員：高津区は大きい公園がなく、多摩川河川敷と緑が丘霊園と橘処理センター及び市民プラザが広域避難場所に指定されています。避難所として小学校や中学校などがありますので、そちらに行く前にとりあえず避難できる場所として位置付けられています。我々としても、ごみ焼却処理施設が広域避難場所なのは実状と合わないのではないのかという協議をしましたが、高津区には大きな広場等が少ないということで、橘処理センターを広域避難場所として確保したいというのが、担当部局の考えになります。

委員：広域避難場所ということは、そのような施設を建てていかないといけないということですか。

委員：広域避難場所というのは避難所ではなく、一時的に避難する場所になります。橘処理センターも災害時に活用できる機能を入れられないか検討をしています。

事務局：広域避難場所の位置付けを紹介させていただくと、例えば家で地震があった時に、広い庭があればまずそこに逃げましょうという考え方がある

と思います。しかし、住宅密集地では広い庭がないので、地域としての庭という位置付けが広域避難場所になります。広いスペースを確保でき、建物などが崩れてこない場所が指定されるのですが、橋処理センターは建物があるので、広域避難場所としては珍しい場所になります。橋処理センターは工場ですので、危険な場所という考え方があります。しかし、開放できる場所もあると考えています。橋処理センターの一角を安全な場所として開放して、広域避難場所としての機能を提供しようと考えています。現状の橋処理センターではその区分がうまくできていないので、建替えを機に整備していこうと思います。

委員： ごみ焼却処理施設は広域避難場所としては適さないのではないかと考えていました。しかし、東日本大震災により致命的なダメージを受けた施設は一切なく、震災以降、ごみ焼却処理施設が地震に強いということがわかってきました。全国的に見ると、ごみ焼却処理施設を防災の拠点にしようという動きもあります。現在の橋処理センターの状況では、防災機能を確保するのは難しいと思いますが、10年先の稼働に向けて整備していくことはできるのではないかと考えています。

委員： 安全をどう担保できるのか、ごみを焼却している中で停電した時にどのように燃焼を管理していくのか。その安全を担保してから人が集まる場所ということを考えていくべきだと思います。

委員： 東北のごみ焼却処理施設でも大きな損傷を受けているところはなく、その後も発電を続けています。

委員： 建屋としての物理的な損傷ではなく、燃焼の問題、排ガスの管理の問題については調べてありますか。

委員： 燃焼についても問題なく管理できていました。

委員： 東日本大震災の時でございますと、橋処理センターについては地震発生後に非常用発電機を稼働させて排ガスを管理しながら安全に停止をしました。その後、直ぐに立ち上げて発電を再開しています。他の処理センターでも、非常用発電機がありますので、停電などが起こった時には自家発電をして、安全に停止をします。

委員： 例えば福島第一原発はどうだったのですかという話がでるわけじゃないですか。そこまで担保してくれというのが今の一般的な議論になっているわけで、それをやるのが新しい設備で、そこまで配慮して安心な設備になってくるわけで、そういったことを含めて検討してください。

委員： 現在、橋処理センターは広域避難場所に指定されています。それに合うようにイメージに出してきましたが、委員の言うように、災害に強い施設がどうなのか、情報をどんどん提供していきたいと思います。

会長： ここが防災の拠点として、適当かどうかということで、今は前提として広域避難場所に指定されているから、安心・安全な施設が必要だという

ことですが、そもそもここは不適當な場所なので、広域避難場所から外すことも出来ないかという意見も出ていると思うのですが、いかがですか。

委員： 高津区には広域避難場所に適した場所がないということで、40年前に小さい焼却炉があった時に指定されました。その当時は市民プラザもなく、広い敷地があったため広域避難場所に指定されました。

会長： 指定された時には市民プラザがなかったが、現在では市民プラザが建っているのです、そちらで代替として確保するという理屈も成り立つわけですよ。

委員： それだけのスペースでは全然足りないです。ここは運よく畑があるからそこに行く手段もあるかもしれないが、スペースは確保する必要があります。

事務局： 担当部局との協議の中で広域避難場所から外せないかという話もしたのですが、東日本大震災以降、防災機能をアップさせていけないといけないという社会動向の中で、橘処理センターの約22,000㎡の敷地を広域避難場所から外すとすると、その代わりとなる土地が高津区にはありません。そうすると防災の機能として後退させるわけにはいけないので、橘処理センターから広域避難場所という位置付けを外せない、さらに環境局として広域避難場所としての機能アップを図れないかという要望がありました。その中で、工場として不適當な部分ではありますが、工夫をして広域避難場所としての機能アップを図る検討をしているところです。

会長： 橘処理センターは廃棄物処理施設ですよ。防災は全く異なる目的だと思いますが、その機能をここに持ってきて、今言った問題を解決するためにはそれなりの設備を作らなければいけないと思います。設備を作るためにはお金がかかるので、予算面でお荷物になるのではないかなと思うのですがいかがですか。

委員： 自分たちの命に関わることですので、それを言ったらしょうがないです。それほどの設備じゃなくても、工場や建屋の中には入れないというのが基本ですので、避難した時に水の供給などがあれば我々にはありがたいです。例えば貯水槽を大きくしてほしいといったことです。

委員： 地域住民としては、ここに避難すれば水の供給を受けられるのであれば、こんなにありがたいことはないです。

委員： 避難してきてここで生活するのではなく、水の供給といった生活を支援する施設にしてもらいたいです。

会長： 意見をどんどん出してもらい、出来ないものは出来ない、反映させられるものはどんどん反映させていってほしいと思います。

委員： 他の委員も言うように、第一に安全ですよ。安全でなければ避難して

きても意味がないです。

委員： 防災機能のコンセプトに入れます。

委員： あまりに支援してしまうとそれは広域避難場所の機能ではなくなってしまいます。広域避難場所はなにもなくていいという位置付けで、多摩川の河川敷と同じです。ただ、それでは困るので、それを全面的に押し立てない範囲で、単に貯水槽を大きくしてもらいたいです。また、ごみ焼却処理施設は発電できるので防災の拠点としていいと思います。

委員： 安全であればすごく便利だと思います。

事務局： 広域避難場所としてのスペースをとれないのが致命的な課題なので、そこを解決したいのと、今の意見に対してさらに機能アップができないかということを検討していきたいと思います。

会長： 緑地の確保との関係はどうですか。

委員： 緑地の確保と相反する関係になります。緑地を確保するためには多くの木を植えたいのですが、そうすると平坦な広場を確保できなくなります。高木を植えることで芝生などに比べると緑被率が高くなりますので、それらも考えた上で提案をしていきたいと思います。

事務局： ただスペースが狭いので緑被率を確保できませんというのではなくて、緑被率も確保し、広場も確保するために検討しています。

委員： 植栽ですが、市民プラザとの関連性ということも考えて、在来種を植えてほしいです。

会長： バリアフリーというのは具体的にどのようにする必要がありますか。

事務局： これは簡単に言うと段差をなくすということです。エレベーターやスロープを整備します。

委員： 見学者はどれぐらいを想定していますか。

事務局： 毎年、見学者は1,000人単位で来ています。去年、一昨年だと2,000～3,000人程度来ていて、川崎市のごみ焼却処理施設の中でも見学者が多いです。そういった部分で見学者が来るという前提で計画を進めていきたいと考えています。

事務局： コンセプトについて意見を聞きましたので、具体的に図面化していくにはどうしたらいいのか検討していきたいと思います。

会長： 他に御意見・御質問がなければ、本日の検討協議会は終了いたします。